

広島県告示第**九百四十六号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和七年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
 山中中町二十二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
 次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

郡市・区							町	大字	字	地番	標柱番号
広島市東区							山中中町				
										一〇八〇番二	標柱一号
										九五三番	標柱二号
										九六一番地先 里道敷	標柱三号
										甲九五九番	標柱四号
										九五二番	標柱五号
										一〇四〇番五 地先市道敷	標柱六号
										二〇九番二地 先水路敷	標柱七号